

消費税率の変更に伴う ガス・水道料金 及び下水道料金について



快適ガスライフ

ガス料金単価表

(消費税加算前)

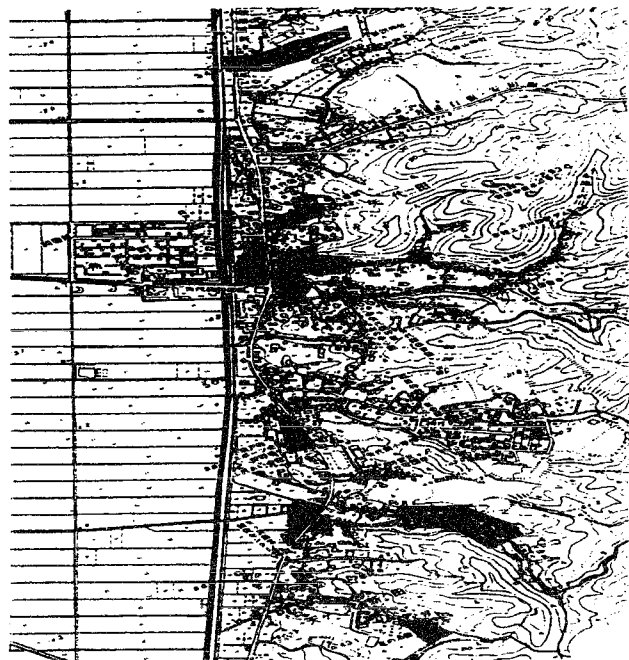
適用区分	使用料区分	料 金 表
料金表A	0㎡から25㎡まで	基本料金 500円 基準単位料金(1㎡につき) 100円
	26㎡から250㎡まで	基本料金 680円 基準単位料金(1㎡につき) 92円80銭
料金表B	250㎡を超えるもの	基本料金 2,530円 基準単位料金(1㎡につき) 85円40銭

(備考)
計算の方法
早収料金=該当する使用量区分の基本料金
+ (使用量×使用量区分の基準単位料金)

水道料金表

(消費税加算前)

口径別	基本料金	水量料金
13mm	10立方メートル迄 1,150円	11立方メートルから1立方メートルにつき140円
20mm	1,600円	〃
25mm	2,100円	〃
40mm	4,850円	〃
50mm	7,000円	〃
75mm	16,000円	〃



日頃、ガス水道事業及び下水道事業に對しまして、ご理解とご協力をいただいておりまして誠にありがとうございます。
平成9年4月1日より消費税率が現行3%が5%に変更されました。
ガス水道及び下水道の使用料においても変更消費税率5%を4月1日より適用、5月請求分使用料に加算し、納入していただくこととなりますのでよろしくお願い申し上げます。
今後ともガス水道及び下水道を利用される住民の方々のご理解とご協力をお願いいたします。

下水道使用料

種別	基本料金		超過料金	
	汚水量	金額	汚水量	1立方メートルにつき金額
一般汚水	10立方メートルまで	1,200円	11立方メートルから 20立方メートルまで	130円
			21立方メートルから 30立方メートルまで	140円
			31立方メートルから 50立方メートルまで	150円
			51立方メートルから100立方メートルまで	160円
			101立方メートルから500立方メートルまで	170円
			501立方メートルを超えるもの	180円

(注) ①使用料の額は上記表により算出した料金に消費税率を乗じて得られます。
②汚水量は上水道の使用水量(水道メーター)とします。ただし、地下水(井戸)を使用している場合は、小須戸町下水道条例施行規則により算定します。



トイレが水洗になる

矢代田第一・矢代田第三・矢代田第七・矢代田第八・矢代田第十二・松ヶ丘・天ヶ沢第二・天ヶ沢第一の各一部の区域十一ヘクタールの下水道工事が地域のご協力により完了し、四月より供用開始しました。

下水道 供用開始について

今回の供用開始により平成8年度末の下水道普及率は、約70%になりました。
生活環境の改善や自然保護を目的としてさらに整備事業を実施の予定です。

国民健康保険からのお願い!!

国保の加入と届出

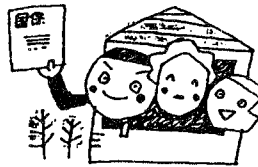
加入は世帯単位

国保へは世帯単位で加入し、加入の手続きは世帯主が行うことになっております。世帯主は自分の家族に異動のあったときは、14日以内に届けなければなりません。



届出は14日以内に

加入や脱退、または家族に異動のあった場合などは、世帯主は必ず14日以内に国保の係へ届出なければなりません。



1人1人が被保険者

国保では、加入は世帯単位です。家族1人1人がみな被保険者ですが、1世帯に1枚の保険証が交付されます。同じ住居に住んで家計が一緒の人は同じ世帯となります。

住み込みの店員や使用人、お手伝いさんなどで、雇用主と同じ住居に生活しており、賃金の支払いがなく、生計を一つにしていると認められる場合は雇用主と同じ世帯となります。

また、賃金の支払いがあり、生計が別であると認められる場合はそれぞれ別の世帯となります。

(異動の届出は早目にしましょう)



	こんなとき14日以内に届出を	届出に必要なもの
国保に加入するとき	他市町村から転入してきたとき	印かん
	職場の健康保険をやめたとき	印かん、職場の健康保険をやめた証明書
	子どもが生まれたとき	印かん、保険証、母子健康手帳
	生活保護をうけなくなったとき	印かん、保護廃止通知書
国保を脱退するとき	他市町村へ転出するとき	印かん、保険証
	職場の健康保険に加入したとき	印かん、国保の保険証、健保の保険証
	生活保護をうけるとき	印かん、保険証、保護開始通知書
	死亡したとき	印かん、保険証、死亡を証明するもの
その他のとき	市町村内で住所が変わったとき	印かん、保険証
	世帯がわかれたり、いっしょになったとき	印かん、保険証
	世帯主が変わったとき	
	保険証の内容を訂正するとき	印かん、保険証、在学証明書
	修学や出稼ぎなどのためもう1枚の保険証が必要なとき	印かん、保険証、在学証明書
保険証を紛失したとき	印かん	

国保に加入する日

- ①他市町村から転入してきた日
- ②職場の健康保険をやめた日の翌日
- ③子どもが生まれた日
- ④生活保護をうけなくなった日

国保から脱退する日

- ①他市町村へ転出した日の翌日
- ②職場の健康保険に加入した日の翌日
- ③死亡した日の翌日
- ④生活保護をうけはじめた日



《注意したいこと》

◎加入の届け出がおくれた場合
国保に加入しなければならぬのに、届け出がおくれたら、その間の医療費は全額自己負担となります。
◎やめる届け出がおくれた場合
国保の資格がなくなつたのに届け出がおくれ、うっかり国保の保険証を使って診療をうける人がおられます。このようなきは国保で負担した医療費(かかった費用の7割または8割分)は、あとで返していただくこととなりますのでご注意ください。
なお、わからないことがありましたら国民健康保険係へ連絡をください。(内線39番)